

行橋市高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するため1年以上養成期間において修業している場合、一定期間につき経済的支援を行います。

★対象資格

看護師（准看護師を含む。）・ 介護福祉士 ・ 保育士 ・ 理学療法士 ・ 作業療法士
歯科衛生士 ・ 美容師 ・ 社会福祉士 ・ 製菓衛生師 ・ 調理師 など

★給付を受けられる方

次のすべてに該当する母子家庭の母および父子家庭の父

- ① 行橋市に住所を有すること
- ② 児童扶養手当の支給を受けているもの、又は同等の所得水準にある者
- ③ 養成期間において1年以上修業し、資格の取得が見込まれる者
- ④ 就業又は育児と修業の両立が困難であること
- ⑤ 高等職業訓練給付金の支給を過去に受けたことがないもの

★支給額 及び 支給期間（平成 25 年度入学者より）

修業する期間の全期間（上限3年）

月額 100,000 円（非課税世帯）

月額 70,500 円（上記以外のもの）

★申請時期

養成機関において修業を開始した日以降

★申請に必要なもの

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本（母子） | <input type="checkbox"/> 所得課税証明書 |
| <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書（お持ちの方） | <input type="checkbox"/> 養成機関が発行する在籍証明書 |
| <input type="checkbox"/> 振込を希望される申請者名義の通帳等（郵便局不可） | <input type="checkbox"/> 認め印 |

☆入学支援修了一時金

50,000 円（非課税世帯）

25,000 円（上記以外のもの）

※ 入学時・卒業時共に母子家庭の母であり、平成20年度以降に修業を開始した者のみ
卒業後30日以内に請求ができる。但し、入学時に支払った領収書が必要です。

申請場所 及び 問い合わせ先

行橋市役所 子ども支援課

児童家庭係（1階 ⑰番窓口） 母子福祉担当

TEL0930-25-1111（内線1181）